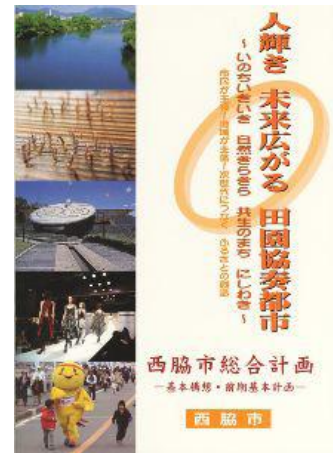


# 第三章

## 望ましい環境像及び基本目標

- 1 市の都市像と将来像
- 2 市の望ましい環境像
- 3 基本目標
- 4 施策展開の基本方向

本計画の最上位計画である、合併後の新・西脇市のまちづくりの指針として策定された「西脇市総合計画」（平成19年9月策定）では、本市の「都市像」及び「将来像」が、次のように定められています。



図表Ⅲ-1

### 【都市像】

**人輝き 未来広がる 田園協奏都市**

都市像は、本市が存在する限り、恒久的なまちのあるべき姿をあらわしたものです。この都市像は、こころ豊かな人々や魅力ある資源・特性を融合させ、ともに力を合わせ、そこに住まう人々がいきいきと輝き、未来への広がり期待できる新しいまちを希求し続けていきたいという願いから定められています。

### 【将来像】

**いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき**

将来像（キャッチフレーズ）は、本市の都市像を受け、西脇市総合計画において本市の目指すべき姿を定められたものです。

この将来像は、私たちの暮らしを支え、本市を築く礎となった豊かな自然との調和を図り、確かな連帯感とあたたかな安心感に包まれた地域社会の中で、だれもがいきいきと活動し、心の豊かさが実感できる「一人と自然、人と人が共生する」そんなまちを創造していくことを宣言するものです。

本計画で定める環境像（キャッチフレーズ）は、環境面から本市の目指すべき姿を定めたものです。

西脇市民の環境をまもる条例第2条に規定されている「良好な環境保全の基本理念」等を踏まえ、本市の望ましい環境像を次のように定めます。

**『光・風・水の織りなす いのち輝くまち にしわき』**

**—未来へつなぐ 環境都市を目指して—**

### 奇跡の星、地球

この星には「光」「風（大気）」「水」があるからこそ、生命が生まれました。

私たちのまち西脇市には山、川、森林、田園といった豊かな自然に恵まれ、人々の暮らしが息づいています。

ところが、私たちの生活を振り返ると、生活するために限りある資源を使い続け、廃棄し続け、豊かな恵みをもたらしてくれる自然を痛めつけ、破壊してきました。その結果、地球温暖化という気候変動を招きました。

また、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震は自然の脅威を見せつけ、原子力発電所の事故により従来のエネルギー政策の変換を余儀なくされています。

本市は、「光」、「風」、そして地球上のすべての動植物の命を育む「水」で大きな自然と環境の関連を意識付けるとともに、あらゆるエネルギーの源として、その代表的な存在になるであろう太陽の光と熱・風の力・水の力を大切にしていきます。

この3要素が見事に調和し、播州織のように美しく織りなす情景を目指しています。

「日本のへそ」を称する本市が、地理的な中心であるということを示すだけではなく「へそ」の持つ「生命の始まり」、「つながり」といった意味を大切にしていきたい、そして、生涯にわたり健やかに安心して暮らせるまちづくりと、市民がいきいきと輝き続けるという想いを込め「いのち輝くまち にしわき」としました。

未来永劫、地球上のすべての動植物が良好な環境の下、人とともに共存し続けられる「環境都市にしわき」を創り、未来に、そして子孫につなげていく決意を持って、この環境像を掲げます。

西脇市民の環境をまもる条例に掲げられている基本理念の実現を図るとともに、同条例の基本方針を総合的かつ計画的に進めるため、本計画においては、その基本方針を環境の保全及び創造に関する基本目標として、次の6つを定めます。

### 【基本目標1】

#### 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり

私たちは自然に様々な手を加え、快適な生活が送れるように工夫してきました。安心で安全な暮らしは私たちの願いですが、そのためには、まず様々な自然災害による被害を最小限に食い止め、人の命や財産を守るための安全性が確保されていなければなりません。

その上で大気・水質・騒音・振動などの環境要素が健康を阻害しないように維持されていく必要があり、さらに安心で安全な環境の上に、緑豊かで好ましい景観を持つ住空間や都市空間・公園緑地が形成され、郷土への愛着を感じられる歴史や文化を育てて魅力のあるふるさとをつくるなど、様々な取組を調和させて進めていく必要があります。

このようなことから、防災、公害防止、緑化、地域づくりなど、様々な施策をうまく連携させ、安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくりを進めていきます。

### 【基本目標2】

#### 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり

私たちの生活は、資源やエネルギーを大量に消費することによって社会経済が発展し、豊かで便利な生活を送ることができるようになりました。

しかし、限りある資源を活用しながら、環境の恩恵を将来の世代に受け継いでいくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルや企業活動を改めることが不可欠となっています。

そのため、生産や消費のための資源の利用は、“3R”で表されるように、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）などにより、可能な限り資源を効率的に利用することが必要です。

これはエネルギーに関しても同様で、省資源や省エネなど可能な限り無駄のない効率的な利用が肝要です。

また、本市においては、資源やエネルギーのほとんどは外国や国内の他の地域からもたらされるもので、本市内で生産され自給されるものは極めて少なく、食料をはじめ製造に必要な原材料から生活用具・製品に至るまでのほとんどは、他の地域に依存しており、生活や企業活動においては極めて不安定で、自立性と持続性に欠けています。

この状況を脱却するためには、地域内で産出する資源やエネルギーを最大限活用して自給率を可能な限り向上させ、地産地消型の体制を構築していく必要があります。

このようなことから、ものを造る側と使う側の両方が物質循環を考慮するなど、環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくりを進めていきます。

### 【基本目標3】

#### 水、緑、生物等の多様な生態系をはぐくむまちづくり

私たちの生活基盤は、山・田畑・ため池・河川などの自然基盤（地質）やそこに生息する生物群がつくる自然生態系の上に成立しています。

本市は、周囲を山々に囲まれ、加古川、杉原川、野間川をはじめとする水環境があり、人と自然の好ましい関係の中で作り出された水田やため池などの田園地域、里山、森林などの豊かな自然環境があり、絶滅危惧種をはじめ、ホタルやトンボ、水生植物等の身近な動植物が多様な生態系を形成しています。

自然は、人の営みの結果排出される廃棄物を浄化するとともに、二酸化炭素を吸収し固定する機能も備えています。また、食料や木材・薪など様々な生活資材を、再生可能なバイオマス資源として活用することでその自然が維持されてきました。

しかし、かつてのこのような地域自然との好ましい関係は、石油等の化石燃料に依存する高度成長期以来希薄になり、現在は農林業を生業とする人口の減少・高齢化もあり、田園地域、里山、森林の維持管理が困難になり放置状態が目立つようになってきており、併せて自然の摂理や遷移により変容し、棲息する生物群も変化してきています。

最近ではこのような状況を改善するために、市民やNPOなどによる里山林の保全活動や環境教育活動も全国的に活発になってきています。

このようなことから、田園地域、里山、森林の豊かな自然との良好な関係を再度構築し、併せて二酸化炭素の吸収源として自然の恵みを高度に享受するとともに、その適正な維持管理システムをつくり上げることで、自然基盤やそこに生息する生物群を保全し、水、緑、生物等の多様な生態系をはぐくむまちづくりを進めていきます。

## 【基本目標4】

### 地球環境の保全に貢献するまちづくり

地球温暖化は、将来にわたって私たちの生活に様々な影響を及ぼす極めて深刻な問題です。私たちが便利で快適な生活を送っている一方で、あらゆる分野から温室効果ガスが排出され、地球環境に多大な影響を及ぼしています。

この問題は、地球に住むすべての人の課題であり、私たちも地球市民の一員として、低炭素社会の実現に向け積極的に取り組むことが必要です。

また、本市のエネルギー使用の実態を見ると、そのほとんどが温室効果ガスを排出する化石燃料に依存しており、食料や製造用原料、生活資材なども他の地域に依存していることから、それらの生産や輸送に係る“隠れた温室効果ガスの排出”も無視できません。

この課題の解決には様々な方法がありますが、本計画に掲げる「基本目標2」と「基本目標3」などを達成することによる温室効果ガス排出の削減やエネルギー由来の温室効果ガス排出の削減のための省資源や省エネを推進するとともに、本市の自然条件に適した再生可能エネルギーの導入（創エネルギー<sup>※38</sup>）を積極的に図ることは、本計画期間における重要な目標です。

このようなことから、温室効果ガス削減のための取組を積極的に推進し、地球環境の保全に貢献するまちづくりを進めていきます。

## 【基本目標5】

### 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり

現在の環境問題は、私たちの日常生活及び経済活動が様々な場面で影響を及ぼしており、その因果関係は非常に複雑です。こうした問題に対処していくためには、市民、事業者、市のすべての主体が自らの問題として捉え、環境への負荷を減らし、豊かな環境を創造するために、相互の連携・協働により環境問題に取り組む必要があります。

本計画で望ましい環境像として規定した“未来へつなぐ環境都市”にふさわしい持続可能な社会に向けて、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」の3社会の礎を築くことが、本計画期間における重要な目標です。

そのためには、生活環境、循環型社会、自然環境及び地球環境などを守り育て（再生・創造）ための各種の仕組みづくりが重要になります。子どもから大人まで、また市民、事業者、市による意識啓発や意識改革が、生産から消費、そして廃棄に至るまでの色々な場面において、環境への配慮が行われるような仕組みが求められます。

本計画では、地域社会の持続性を担保する前記の3社会の実現に向かって、その相互の対策や取組を有機的かつ総合的に展開し、互いの方策が相乗効果を発揮できるような仕組みをつくる必要があります。

このようなことから、環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくりを進めていきます。

## 【基本目標6】

### 環境に配慮した市民生活を進めるまちづくり

近年、地球温暖化や廃棄物問題などは、私たち一人ひとりが被害者であると同時に加害者にもなっています。私たちの日常生活や事業活動が環境に与える影響を真剣に考え、環境負荷の少ない市民生活や事業活動へと転換していくためには、仕事、家庭、レジャーなどの生活や、生産・流通・消費・廃棄などの経済活動のあらゆる場面で、環境への配慮を忘れないことが重要です。

地方自治の主役が住民であるように、本市の環境まちづくりの主役も市民と環境に配慮した企業市民<sup>\*16</sup>です。第I章の図表I-1において示したように、環境基本計画に求められるものは、環境は努めて作りだしていく必要があるものへと変わってきており、それはまさに私たち市民の行動による環境まちづくりです。環境を守るためにも創りだすためにも、仕組みづくりの知恵や労を惜しまぬ不断努力が必要です。

このようなことから、より効果的、計画的に環境教育・環境学習を充実させ、環境に配慮した市民生活を進めるまちづくりを目指します。



「望ましい環境像」と「基本目標」の実現に向け、下記のように施策展開の「基本方向」を示します。

図表Ⅲ-2

